

八重瀬町の給与・定員管理等について (令和8年度2026年公表)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

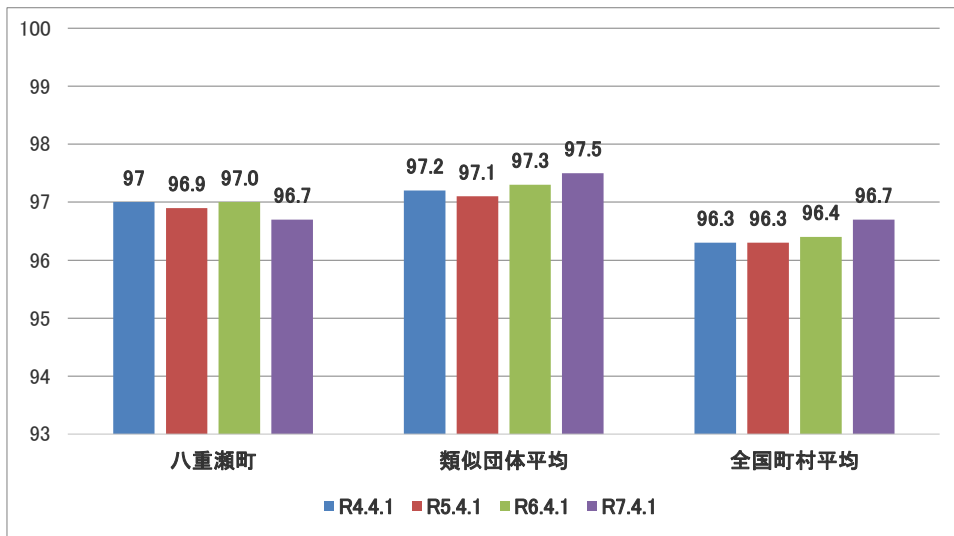
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 33,245	千円 19,032,730	千円 827,875	千円 2,307,416	% 12.1	% 12.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 198	千円 745,208	千円 105,076	千円 301,392	千円 1,151,676	千円 5,817	千円 5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学齢や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2. () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) → 地域手当の支給なし
3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

本町該当なし

(4) 給与改定の状況

① 月例給

※八重瀬町は、人事委員会を設置していないため以下、記載なし。

区 分	人 事 委 員 会 勧 告				給与改定率 %	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
—	円	円	円	%	%	改定なし % —

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月数である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人 事 委 員 会 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給 月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)		
—	月	月	月	月	月	月

(注)「民間支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(対象地域でない。)

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八 重 瀬 町	41.6 歳	317,100 円	363,941 円	342,426 円
沖 縄 県	42.3 歳	328,100 円	397,620 円	358,218 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
八重瀬町	49.9歳	2人	306,500 円	354,950 円	349,250 円	—	—	— 円	— %
うち調理員	49.9歳	2人	306,500 円	354,950 円	349,250 円	飲食物調理従事者	45.5歳	225,400 円	157.5 %
沖縄県	55.9歳	145人	331,800 円	368,133 円	350,402 円	—	—	— 円	— %
国	51.3歳	1,703人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	— 円	— %
類似団体	51.4歳	6人	300,025 円	336,084 円	321,797 円	—	—	— 円	— %

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八重瀬町	5,152,600 円	2,918,800 円	176.5 %
うち調理員	5,152,600 円	2,918,800 円	176.5 %

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年から令和6年までの3ヶ年平均)「沖縄県」のデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		八 重 瀬 町	沖 縄 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	185,700 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	273,900 円	318,400 円	378,271 円	397,443 円
	高 校 卒	246,125 円	306,200 円	367,678 円	379,570 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 1 当該階層別年齢が3人以下の場合は近似階層を記載したものである。

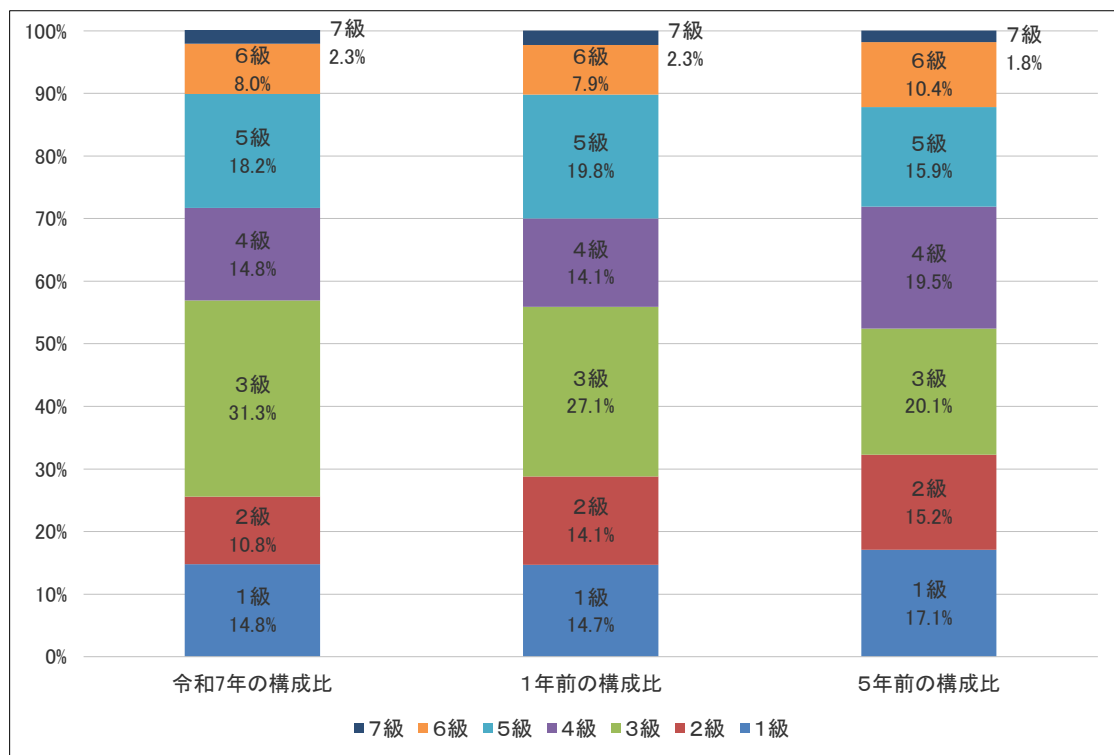
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務、保育士、保健師、社会福祉士、臨床心理士、管理栄養士、保育教諭、図書司書の職務	26 人	14.8 %	183,500	258,100
2級	主任主事の職務 高度な知識又は経験を必要とする保育士、栄養士、管理栄養士、保健師、社会福祉士、臨床心理士、保育教諭、図書司書の職務	19 人	10.8 %	230,000	308,500
3級	主査の職務 特に高度な知識又は経験を必要とする保育士、栄養士、管理栄養士、保健師、社会福祉士、臨床心理士、保育教諭、図書司書の職務	55 人	31.3 %	265,300	354,700
4級	副班長の職務、係長の職務、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務、主幹保育教諭の職務 児童施設の主任保育士の職務 相当困難な業務を処理する保育士、栄養士、管理栄養士、保健師、社会福祉士、臨床心理士、保育教諭、図書司書の職務	26 人	14.8 %	298,800	386,100
5級	班長の職務、こども園の園長の職務、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う副班長の職務、課長補佐、局長補佐、主幹、児童施設の所長の職務、高度な専門的知識及び経験を必要とする主幹保育教諭の職務	32 人	18.2 %	321,300	398,200
6級	課長又は参事、議会事務局、農業委員会事務局の職務	14 人	8.0 %	355,200	415,700
7級	部長、教育次長の職務	4 人	2.3 %	408,300	450,900

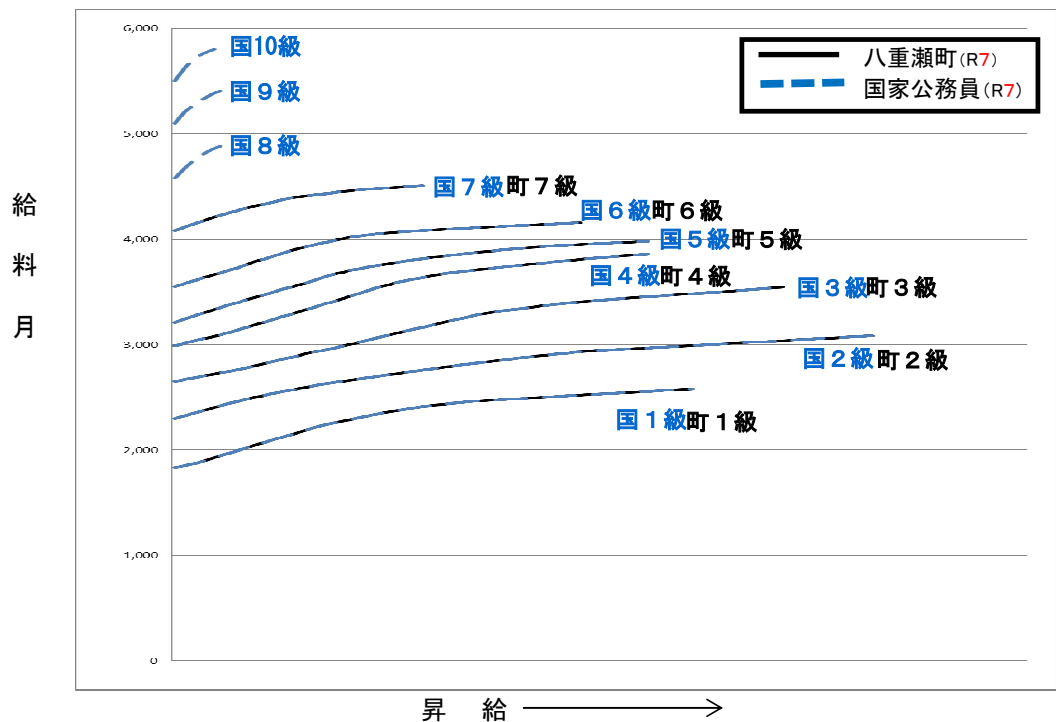
(注) 1 八重瀬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和2年に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(八重瀬町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)	○	○	○	○
	活用予定時期				
ロ 人事評価を実施していない					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 重 瀬 町	沖 縄 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 15,194 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,676 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由: 上回っていない)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10% ・管理職加算 10% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由: 上回っていない)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(八重瀬町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
活用している昇給区分		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

八 重 瀬 町				国					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.70900	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.70900	月分
最高限度額	47.7090	月分	47.70900	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.70900	月分
調整率			83.70000	/100	調整率			83.70000	/100
(国を上回る割合としている場合、その理由:上回っていない)									
その他の加算措置 (退職時特別昇給: 無し) (退職時特別昇給を設けている理由:設けていない)					その他の加算措置				
1人当たり	自己都合		応募認定・定年						
平均支給額	7,434	千円	19,847	千円	—				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(なし)

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		223 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		24,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		4.29% %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算) 左記職員に対する支給単価
災害時等勤務手当	暴風警報等の発令時から解除されるまでの間において特に勤務を命ぜられた職員	災害対策要員	223千円 1時間につき1,000円
感染症等防疫作業手当	新型コロナウイルス感染症から保護するために緊急に行われた措置を命ぜられた職員	(1)患者の移送作業に従事した場合 (2)上記のほか、患者又は疑いのある者に対する作業 (3)患者又は疑いのある者に長時間にわたり接触する作業	令和5年廃止

(注) 特殊勤務手当11種類の内、10種類(税務手当、行旅病院等取扱手当、感染症防疫手当、国民健康保険職員手当、現金取扱手当、農薬散布手当、遺骨収集手当、保健師手当、幼稚園教頭手当、野犬等死体処理手当)の手当をH19.3.31で廃止、現在は1種類のみ

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)		38,252 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		205 千円	
支給実績(令和5年度決算)		38,941 千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		210 千円	

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(なし)

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)		支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)	
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外 6,500円 (子については 10,000円) ただし、配偶者がいない場合 子10,000円、父母等6,500円 特定期間の加算 5,000円 (特定期間:子の年齢が16歳から22歳)	同	無	27,949	千円	297,300	円
住居手当	月額16,000円を超える家賃の支払い者に家賃額により最高28,000円支給	同	無	22,988	千円	306,500	円
通勤手当	①交通機関等利用者は支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(ただし1箇月当たりの支給限度額は10,000円) ②交通用具使用者(徒歩通勤した場合の通勤距離が片道2km未満の者を除く) 片道 5km未満 2,000円 5～10km未満 4,200円 10～15km未満 7,100円 15km以上 10,000円	異	15km以上、10,000円が上限。	5,457	千円	42,300	円
管理職手当	課長級以上の職員で、役職に応じて20,000円～50,000円を支給	異	国は支給割合が8/100～10/100	10,158	千円	534,600	円

6 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分			給 料			月 額 等		
給 料	町 副 町 長	長	758,000 円			(参考)類似団体における最高／最低額		
			(ー 円)			920,000 円／ 559,000 円		
			623,000 円			760,000 円／ 530,000 円		
			(ー 円)					
報 酬	議 副 議 員	長	327,000 円			499,000 円／ 280,000 円		
			(ー 円)					
			269,000 円			430,000 円／ 214,000 円		
			(ー 円)					
期 末 手 当	町 副 教 育	長	(令和6年度支給割合)					
			3.45 月分					
			(令和6年度支給割合)					
			3.45 月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 副 市 町 村	長	(算定方式)			(1期の手当額)		
			758,000円 × 在 職 期 間 4 年 × 500 / 100 =			1,516 万円 任期滿了時		
			623,000円 × 在 職 期 間 4 年 × 300 / 100 =			747 万円 任期滿了時		
			備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

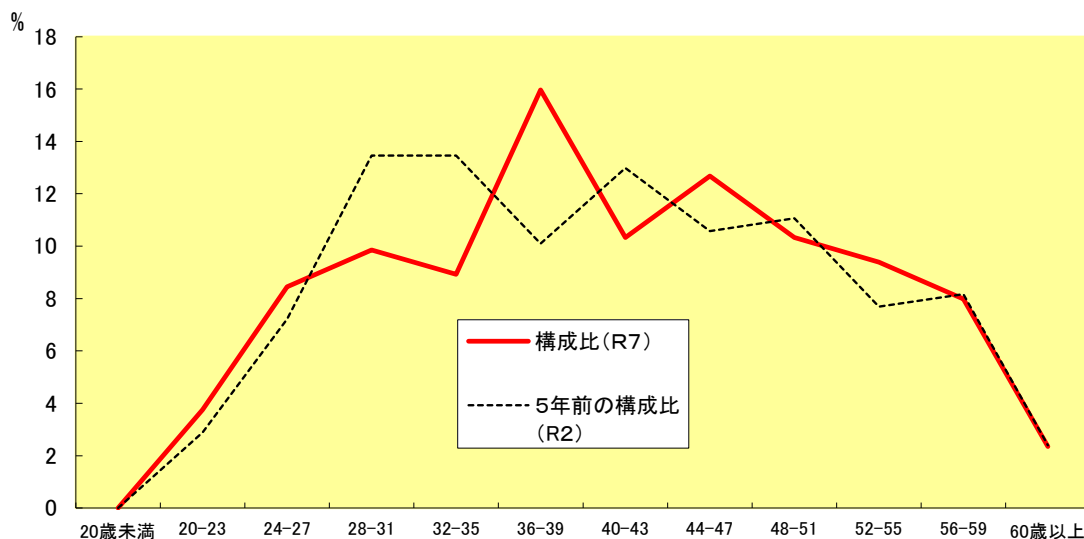
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総務・企画	43	44	1	姉妹都市研修終了に伴う配置増
	税 務	16	16	0	
	民 生	45	44	▲ 1	退職不補充
	衛 生	17	19	2	後期高齢者医療事業を公営企業等会計から移動
	労 働	0	0	0	
	農林水産	18	18	0	
	商 工	2	2	0	
	土 木	16	16	0	
	小 計	160	162	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 54.1 人)
	教育部門	38	41	3	組織改編に伴う増
	小 計	198	203	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.06 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.47 人)
公営企業等 会計部門	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	11	9	▲ 2	後期高齢者医療事業を普通会計へ移動
	小 計	12	10	▲ 2	
合 計		210 [220]	213 [220]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.07 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注)2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	8	18	21	19	34	22	27	22	20	17	5	213

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門数 \ 年度	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	142	148	148	160	160	162	20 (12.3%)
教 育	53	52	52	37	38	41	△ 12 -(29.3%)
消 防	-	-	-	-	-	-	- -
普通会計計	195	200	200	197	198	203	8 (3.9%)
公営企業等会計計	13	13	13	13	12	10	△ 3 -(30.0%)
総合計	208	213	213	210	210	213	5 (2.3%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。